

2026年2月18日

全学学類・専門学群・総合学域群代表者会議
議員各位

総務委員会
委員長 綱木 映法

「全学学類・専門学群・総合学域群代表者会議について」の改正の要請

総務委員会は、全大会の円滑な運営を図るための運営細目について定めた「全学学類・専門学群・総合学域群代表者会議について」の改正について、承認の是非を諮るため本議案を提出する。

本議案の審議対象は、資料01「全学学類・専門学群・総合学域群代表者会議について」である。規約において所在地を規定する項を追加する改正を要請する。変更点を明示するため、資料02として現行の決定との新旧対照表を提示する。なお、資料02は参考資料であり、審議の対象ではない。

改正の背景は、会計業務の円滑化のために必要な銀行口座の開設において、以前の改正で追加した団体の「事務所」の表記では不十分で「所在地」として明確に記載されていることが求められたためである。

なお、本議案の要旨に反しない範囲での体裁及び字句の修正については、議長に一任する。

記

資料

- ・資料01「全学学類・専門学群・総合学域群代表者会議について」

参考資料

- ・資料02「全学学類・専門学群・総合学域群代表者会議について 新旧対照表」

以上